

国立研究開発法人国立がん研究センター治験手続き電磁化に関する標準業務手順書

第 1 版 令和 2 年 9 月 18 日

(目的)

第 1 条 本手順書は、国立研究開発法人国立がん研究センター（以下「センター」という。）における治験手続きの電磁化に関して、電磁的記録を用いた治験手続きの信頼性を確保し、効率性を推進することを目的とした手順を定めるものである。なお、製造販売後臨床試験に対しては、「治験」を「製造販売後臨床試験」と読み替えることにより、本手順書を適用する。

(用語の定義)

第 2 条 本手順書における用語は以下のとおり定義する。

(1) 電磁的記録

人の知覚では認識できない、電子式・磁気式・光学式などの方法で記録され、コンピュータで処理される記録

(2) 書面

紙媒体による資料

(3) 電磁的記録利用システム

治験依頼者、実施医療機関の長、治験審査委員会並びに治験責任医師の間での電磁的記録の作成、交付、受領及び保存に用いるシステム

(4) コンピュータ・システム・バリデーション

コンピュータシステムが、完全性、正確性、信頼性及びユーザーの意図（ユーザー要求、使用目的等）どおりに確実に動作することを検証・保証し、文書化すること

(5) 実務担当者

規定や文書等で責任者の行うべき業務の権限を与えられ、代行する者

(6) 原データ

治験の事実経過の再現と評価に必要な情報であり、最初に記録された文書又はその Certified Copy に含まれる

(7) 治験関連文書

「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」(平成 9 年 3 月 27 日厚生省令第 28 号)、
「医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令」(平成 17 年 3 月 23 日厚生労働省令第 36 号) 及び「再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令」(平成 26 年 7 月 30 日厚生労働省令第 89 号) 及び関連する通知等に基づき治験依頼者、実施医療機関の長、治験責任医師並びに治験審査委員会間で交付、受領される文書

(基本的な留意事項)

第 3 条 本手順書の適用範囲内において治験関連文書を電磁的記録として利用する際は、「医薬品等の承認又は許可等に係る申請等における電磁的記録・電子署名の利用について」(平成 17 年 4 月 1 日薬食発第 0401022 号 厚生労働省医薬食品局長通知) で求められる要件に

留意し、電磁的記録利用システム又はその運用手順により電磁的記録の信頼性を確保する必要がある。特に手順で信頼性を確保する場合は、「「治験関連文書における電磁的記録の活用に関する基本的考え方」の一部改正について」（平成26年7月1日厚生労働省医薬食品局審査管理課事務連絡）に掲げられた留意事項を踏まえて手順を整備し、実施した事実経過を後日第三者が検証可能となるよう記録する。

また、治験契約前から治験関連情報の電磁的記録を入手することを鑑み、機密性の確保に努める。

（適用範囲）

第4条 本手順書の適用となる治験手続き範囲等は次の各号のとおりである。

(1) 本手順書の適用となる治験手続きの範囲

- ① 実施医療機関の長（理事長）、治験審査委員会並びに治験責任医師による治験関連文書の作成及び交付
- ② 治験依頼者、実施医療機関の長（理事長）、治験審査委員会並びに治験責任医師が作成した治験関連文書の受領及び保存
- ③ 治験関連文書の破棄

(2) 本手順書の適用となる治験関連文書

- ① 「統一書式」¹で規定される書式、詳細記載用書式及び参考書式
- ② 統一書式に添付される以下の資料
実施計画書、治験薬概要書、症例報告書見本、同意・説明文書、健康被害の補償に関する資料、被験者への支払いに関する資料、治験参加募集手順の資料、安全性等に関する資料、その他の審議資料
- ③ 電磁的記録利用システム DDworks21/Trial Site（以下「DDTS」という。）の資料マスタに登録した資料

(3) 本手順書の適用外となる治験関連文書

- ① 署名等が求められる以下の文書
 - ・ 治験実施計画書の合意を証するための記録
 - ・ 契約書
 - ・ 同意文書
 - ・ 症例報告書
- ② 本条(2)に該当しないその他の資料

（電磁的記録の交付及び受領並びに保存）

第5条 電磁的記録の交付及び受領並びに保存は次の各号のとおりである。

(1) 交付及び受領の手段

DDTSを用いる。

(2) 保存の手段

¹ 「新たな「治験の依頼等に係る統一書式」の一部改正について」（平成30年7月10日医政研発0710第4号、薬生薬審発0710第2号、薬生機審発0710第2号 厚生労働省医政局研究開発振興課長、医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長、医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長 連名通知）

DDTS を用いる。

(2) 利用可能な電磁的記録のファイル形式

原則として、以下のファイル形式にて資料の作成、交付、受領並びに保存を実施する。

- ・ Adobe Portable Document Format (PDF)
- ・ Microsoft Word/Excel/PowerPoint

(3) 交付及び受領並びに保存時のフォルダ名及びファイル名

ファイル名については、本件に関する厚生労働省 事務連絡²をもとに決定する。フォルダ名については、DDTS により自動的に分類される。

(治験手続きを電磁化するための具体的な手順)

第6条 治験手続きを電磁化するための具体的な手順は次の各号のとおりである。

(1) 電磁的記録利用システムの信頼性確保

① コンピュータ・システム・バリデーション

入力権限の設定及び監査証跡の記録等、DDTS により電磁的記録の信頼性を確保するため、DDTS にはコンピュータ・システム・バリデーションを行う。本手順書の範囲内で取り扱われる治験関連文書の電磁的記録については、以下の要件を満たしていることを確認し記録する。

- ・ 電磁的記録がセキュリティで保護されており、改ざんもしくは修正された場合はその記録が残される機能又はプロセスになっている。
- ・ バックアップ、リストア（データ移行前後の確認を含む）できるプロセスが確立されている。
- ・ 見読性が確保されており、電磁的記録をプリンタ等により書面として出力できる環境を保有する。
- ・ 必要な期間、保存が可能である。

他の記録媒体やファイル形式にデータを移行した場合でも、上記(1)の要件を満たす。

② システム管理体制

DDTS を利用するために必要な責任者、管理者、組織、設備及び教育訓練と教育記録に関する事項を規定する。

③ 外部が保有する電磁的記録利用システムの利用

本条(1)①及び②の要件を満たすシステムを利用することとし、GCP 第39条の2に基づく契約を締結する。

(2) 業務責任の明確化（信頼性を確保するために手順により事実経過を検証可能とする場合）

受領側からの電磁的記録による交付の承諾、電磁的記録の作成、交付、受領、保存並びに破棄等の実務に関し、業務責任者一覧表（別紙1）により実務担当者を定める。

実施医療機関の長は実務担当者に業務権限を委譲できるが、その責任は実施医療機関の長が負う。

(3) 受領側からの電磁的記録による交付の承諾

本手順書で示す電磁的記録での治験手続きについて以下の点を受領側に提示し、承諾

² 「治験関連文書における電磁的記録の活用に関する基本的考え方」の一部改正について（平成26年7月1日厚生労働省医薬食品局審査管理課事務連絡）

を得る。

① 通知上、確認すべき承諾の範囲

- ・電磁的記録を用いて交付、受領を行う治験関連文書
- ・交付及び受領の手段

② 業務上、確認すべき承諾の範囲

- ・交付・受領を行う際に用いるファイル形式（バージョン情報を含む）、ファイル名
- ・機密性確保策及び改変防止もしくは検知策
- ・保存及び破棄の手段

(4) 電磁的記録の作成

特定のシステムや環境によらず広く利用され、十分な使用実績があるファイル形式を用いることとし、原則として Adobe Portable Document Format (PDF)、Microsoft Word、Excel もしくは PowerPoint にて電磁的記録を作成する。

(5) 電磁的記録の交付及び受領

全般的留意事項

本条(3)で確認した承諾内容に従い DDTS の授受機能を用いて電磁的記録を登録し交付する。

その際の機密性の確保は DDTS の暗号化通信、利用者アカウントによるログイン制限や、関係する実施計画書番号のみに参照/更新を制限する機能によって行う。

さらに電子的記録の改変の検知は、DDTS の監査証跡の記録等により行う。

なお、交付及び受領の事実経過を検証できるよう、電磁的記録の交付もしくは受領についての、対応者、実施時期、内容は DDTS の機能により自動的に記録される。

また、交付前又は受領後に電磁的記録に対しファイル形式（バージョン変更も含む）の変更等、見読性に影響を与える可能性のある対応を行う場合は、変更前後の電磁的記録の出力内容に変更がないことを確認し結果を記録する。

原データを含む電磁的記録の交付及び受領については、業務フローに定めるものとする。

(6) 電磁的記録の保存

① 電磁的記録を受領し、電磁的記録として保存する場合

DDTS にて保存する。

その際、DDTS の利用者アカウントによるログイン制限や、関係する実施計画書番号のみに参照/更新を制限する機能を用いる。

また、受領した電磁的記録に変更が生じ、電磁的記録を新たに受領する際は、事実経過を検証するための記録として変更前後の電磁的記録の両方が DDTS の機能により自動的に記録される。

② 書面を受領し、電磁的記録として保存する場合 [スキャンによる電磁化]

元の書面の記載内容を判別できる解像度・階調（200dpi、RGB256 程度）で書面をスキャンし、電磁的記録に変換する。書面と変換した電磁的記録の出力内容に変更がないことを確認のうえスキャンした実施者、実施日付、実施内容を DDTS の所定の欄に入力のうえ、電磁的記録を登録する。スキャンした資料については書面と変換した電磁的記録の出力内容に変更がないことを確認し記録を作成するまで保持することし、記録の作成後の書面はシュレッダー等により識別不可能かつ復元不可能な方法で破棄する。

(7) 電磁的記録の破棄

治験に係る文書又は記録の保存期間は、センターの各種手順書に基づくものとする。

なお、DDTS の利用を終了する際は、サービス提供ベンダーに電磁的記録の破棄を依頼し、その作業記録を確認する。

(8) バックアップ及びリストア

バックアップ及びリストアは DDTS のサービス提供ベンダーが手順書に基づいて実施する。

(9) 保存された電磁的記録の他の記録媒体やファイル形式（バージョン変更も含む）への移行

バックアップ及びリストアと同様、DDTS のサービス提供ベンダーが手順書に基づいて実施する。

(10) 治験審査委員会への資料の提供

機密性の確保として DDTS の暗号化通信、利用者アカウントによるログイン制限や、審査資料ファイルの有効期限パスワードによる閲覧制限の機能を用いる。

(11) 電磁的記録の監査・規制当局による調査等への提供

モニター、監査、治験審査委員会並びに規制当局等による調査の際は、DDTS に参照用の利用者アカウントを作成して提供する。また必要に応じて電磁的記録を DDTS から DVD-R 等に複写して提供する。なお、提供する DVD-R 等は DDTS に登録された電磁的記録と、同一性や見読性に問題が無いことを確認する。

(12) 治験手続きの電磁化に関する教育

治験手続きを電磁的に行う者は、事前に本手順書の内容を十分理解し業務を実施することとし、本手順書の内容の学習日、学習者を記録する。

なお、入力権限の設定及び監査証跡の付与等、DDTS の利用に関し教育を受講し受講日、受講者を記録する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 2 年 11 月 26 日から施行する。

業務責任者一覧表

	項目	責任者	実務担当者
実施医療機関の長の 文書	作成	理事長	治験事務室
	交付	理事長	治験事務室
	受領	理事長	治験事務室
	書面スキャン	理事長	治験事務室
	保管	理事長	治験事務室
	破棄	理事長	治験事務室
治験責任医師の文書	作成	責任医師	担当 CRC
	交付	責任医師	担当 CRC
	受領	責任医師	担当 CRC
	書面スキャン	責任医師	担当 CRC
	保管	責任医師	担当 CRC
	破棄	責任医師	担当 CRC
治験審査委員会 委員長の文書	作成	委員長	治験事務室
	交付	委員長	治験事務室
	受領	委員長	治験事務室
	書面スキャン	委員長	治験事務室
	保管	委員長	治験事務室
	破棄	委員長	治験事務室

※各試験の責任医師及び CRC については、「治験分担医師・治験協力者リスト（書式 2）」にて定める。

※実務担当者の教育記録については、別途「治験手続きの電磁化における標準手順書 教育記録」を参照のこと。